

平成19年度東高津老人いこいの家の管理運営に対する評価について

1 指定管理者

| | |
|-----------|--|
| (1) 指定管理者 | 社会福祉法人 川崎市高津区社会福祉協議会（高津区溝口1丁目6番10号） |
| (2) 指定期間 | 平成18年4月1日～平成21年3月31日 |
| (3) 業務の範囲 | <p>1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること</p> <p>2 利用の許可に関する業務</p> <p>3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務</p> <p>4 施設等の維持管理に関する業務</p> |

2 管理運営(事業執行)に対する評価

| 評価項目 | 平成19年度管理運営の状況 | 評価及び指導 |
|---------------|---|--|
| (1) 管理業務の実施状況 | | |
| ①管理運営の基本的事項 | 健康いきがいづくり、小地域福祉活動の実践及び地域福祉活動の拠点を基本方針に、近隣の町内会・自治会や民生委員児童委員、行政機関等との連携を強化し、地区社会福祉協議会と協働で豊なコミュニティづくりの実現をめざした。運営委員として利用者の代表が参加しており、地域性に応じた運営、事業の企画・実施をした。また、高齢者自身の活動や交流の場を広げるよう多様なプログラムの工夫を図った。管理人は受付で利用者の健康の観察を行い、日常と変わりないか一人一人伺った。また、利用者が公平に利用できるよう利用基準を定め、教養講座については公開掲示により周知した。 | 運営委員会を通じたニーズ把握及び地区社会福祉協議会との連携により、地域に根ざした施設として、概ね適切に管理運営がなされている。また、管理人による声かけや教養講座申込状況・団体貸出申込状況の公開など、高齢者の心身や公平なサービス提供にも充分な配慮がなされている。 |
| ②安全管理への取り組み | 管理人は防火管理者及び訪問介護員養成2級(ホームヘルパー2級)の資格を取得し、公衆浴場管理者として申請し、研修にて救命講習について習得した。また、施設内の危険箇所は速やかに補修修繕した。さらに、入浴に際しては、利用者各自で血圧を測定し、平常と違う値が出た場合は入浴しないよう指導するとともに、常時利用者2名以上で入浴するようお願いし、利用者1名で入浴した場合は声かけして事故防止に努めた。 | 概ね適切な安全管理がなされている。高齢者の入浴の危険性を年頭に置いた取組みは評価できる。今後においては、防火管理者を中心とした避難訓練・防災訓練を実施し、安全管理への取り組みを強化すること。 |
| ③運営に関する業務 | 高齢者のいきがいづくりの推進のための教養講座を実施し、また、教養講座にできなかつた講座を自主講座として実施し、積極的に支援した。教養講座の広報にあたっては、ちらし・ポスターを区内老人いこいの家や福祉パルたかついに掲示するなどして広報し、新規受講者を優先して調整した。入浴事業の実施にあっては、塩素投入や年1回の水質検査を行った。 | 年度を通じて順調に運営が行われている。ちらし・ポスターを福祉パルたかついに掲示するなど、教養講座の広報に努めたことは評価できる。また、入浴事業についても、安全管理に配慮し、円滑に実施されている。今後においても、各事業の充実を図ること。 |

| 評価項目 | 平成19年度管理運営の状況 | 評価及び指導 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|-------------|----------|-------------|--------|-------------|--|-------------|---|----------|-----|-----------|-----|-----------|------|---------|---|
| (2) 利用状況 ①利用状況 | <table border="1"> <tr><td>団体利用者数</td><td>2,790 人</td></tr> <tr><td>個人利用者数</td><td>6,984 人</td></tr> <tr><td>利用者数</td><td>9,774 人</td></tr> <tr><td>入浴者数</td><td>730 人</td></tr> </table> | 団体利用者数 | 2,790 人 | 個人利用者数 | 6,984 人 | 利用者数 | 9,774 人 | 入浴者数 | 730 人 | 前年度の状況と比較し、利用者数は約480人減少している。今後も事業内容や広報を工夫するなどして、魅力ある施設づくりを行うこと。 | | | | | | | | |
| 団体利用者数 | 2,790 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人利用者数 | 6,984 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 | 9,774 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入浴者数 | 730 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②講座・行事の実施状況 | <table border="1"> <tr><td>教養講座実施回数</td><td>60 回</td></tr> <tr><td>教養講座参加人数</td><td>521 人</td></tr> <tr><td>行事実施回数</td><td>3 回</td></tr> </table> | 教養講座実施回数 | 60 回 | 教養講座参加人数 | 521 人 | 行事実施回数 | 3 回 | 教養講座・行事とも計画どおり実施されている。今後も魅力ある講座、行事を実施すること。 | | | | | | | | | | |
| 教養講座実施回数 | 60 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教養講座参加人数 | 521 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行事実施回数 | 3 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 収支状況 ① 収支状況 | <table border="1"> <tr><td>委託料</td><td>2,564,912 円</td></tr> <tr><td>指定管理委託料</td><td>2,564,912 円</td></tr> <tr><td>支出金額</td><td>2,555,380 円</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>2,208,130 円</td></tr> <tr><td>事務費</td><td>23,290 円</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>195,715 円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>128,245 円</td></tr> <tr><td>収支差額</td><td>9,532 円</td></tr> </table> | 委託料 | 2,564,912 円 | 指定管理委託料 | 2,564,912 円 | 支出金額 | 2,555,380 円 | 人件費 | 2,208,130 円 | 事務費 | 23,290 円 | 事業費 | 195,715 円 | 消費税 | 128,245 円 | 収支差額 | 9,532 円 | 委託料は概ね適切な執行がなされている。今後ともサービスの質を維持しながら、適切に委託料を執行すること。 |
| 委託料 | 2,564,912 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定管理委託料 | 2,564,912 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出金額 | 2,555,380 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 2,208,130 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 23,290 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 195,715 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費税 | 128,245 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収支差額 | 9,532 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) その他 ① 利用者からの意見・要望等への対応 | 要綱を制定し、課長を苦情受付担当者、事務局長を苦情解決責任者、さらに第三者委員を委嘱し、苦情受付体制を作っている。苦情申出書を設置したほか、要望については日常的には管理人が利用者の意見を集約し、区社協に伝え、運営委員会にて報告したり、緊急を要する場合は、区社協から運営委員長に連絡し、運営委員会として対応した。また意見箱を設置し利用者意見の把握に努めた。 | 利用者からの意見・要望等が出しやすいよう工夫されており、対応体制もしっかりとれている。今後は、事業計画書に基づく利用者の懇談会を実施し、意見や要望を把握に努め、運営に反映していくこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 個人情報の保護 | <p>川崎市高津区社会福祉協議会における個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)を平成17年5月25日に制定し、この方針に基づき個人情報の保護に努めた。またこの方針を老人いこいの家内に掲示し周知した。</p> <p>老人いこいの家利用者には、「緊急連絡先記録簿」を初回利用日に記入してもらい、事故等への対応においては必要不可欠であることから、利用者に説明し理解を求め、保管については十分な配慮に努めた。日常の利用に際しては、必要な項目のみ記入する老人いこいの家利用簿を使用した。講座や事業等で作成する名簿は、老人いこいの家以外には持ち出さないこととし、保存・管理は管理者が老人いこいの家の事務所に施錠をするなどして行った。</p> <p>書類の廃棄については、シュレッダーを使用して処理した。</p> <p>職員は「川崎市社会福祉協議会職員倫理綱領」で、職務上知り得た個人情報について秘密を厳守し、退職後も守秘義務を負うことになっている。</p> | 緊急時に備えて利用者の個人情報を保有しているが、方針に基づき、協定に従って適正な維持管理が行われている。今後とも個人情報保護を徹底すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

平成19年度においては、指定管理業務を開始して2年目ということもあり、概ね事業計画に沿った管理運営を行っており、全体的に安定した管理運営がなされている。引き続き高齢者の健全ないいの場として高齢者的心身の健康増進に寄与できるよう、さらに多くの高齢者に利用してもらえるように努めて欲しい。

4 20年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

- ・利用者懇談会を実施し、さらなる利用者意見の把握に努めること。